

下水道法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行													
<p>（処理施設の構造の技術上の基準）</p> <p>第五条の六 第五条の四に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。以下この条において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 前号に定めるもののほか、水処理施設は、次の表に掲げる計画放流水質の区分に応じて、それぞれ同表に掲げる方法（当該方法と同程度以上に下水を処理することができる方法を含む。）により下水を処理する構造とすること。</p>		<p>（処理施設の構造の技術上の基準）</p> <p>第五条の六 第五条の四に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。以下この条において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 前号に定めるもののほか、水処理施設は、次の表に掲げる計画放流水質の区分に応じて、それぞれ同表に掲げる方法（当該方法と同程度以上に下水を処理することができる方法を含む。）により下水を処理する構造とすること。</p>													
<table border="1"> <tr> <td>生物化学的 酸素要求量 （単位 リットルに つき五日間 ラム）</td> <td>窒素含有量 （単位 リットルに つきミリグ ラム）</td> <td>リン含有量（ りん） （単位 リットルに つきミリグ ラム）</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>一</td> <td>一</td> </tr> </table>	生物化学的 酸素要求量 （単位 リットルに つき五日間 ラム）	窒素含有量 （単位 リットルに つきミリグ ラム）	リン含有量（ りん） （単位 リットルに つきミリグ ラム）	一	一	一	<table border="1"> <tr> <td>生物化学的 酸素要求量 （単位 リットルに つき五日間 ラム）</td> <td>窒素含有量 （単位 リットルに つきミリグ ラム）</td> <td>リン含有量（ りん） （単位 リットルに つきミリグ ラム）</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>一</td> <td>一</td> </tr> </table>	生物化学的 酸素要求量 （単位 リットルに つき五日間 ラム）	窒素含有量 （単位 リットルに つきミリグ ラム）	リン含有量（ りん） （単位 リットルに つきミリグ ラム）	一	一	一	<p>方 法</p>	<p>方 法</p>
生物化学的 酸素要求量 （単位 リットルに つき五日間 ラム）	窒素含有量 （単位 リットルに つきミリグ ラム）	リン含有量（ りん） （単位 リットルに つきミリグ ラム）													
一	一	一													
生物化学的 酸素要求量 （単位 リットルに つき五日間 ラム）	窒素含有量 （単位 リットルに つきミリグ ラム）	リン含有量（ りん） （単位 リットルに つきミリグ ラム）													
一	一	一													

			にミリグラ ム)
		一〇以下	一〇以下
		〇・五以下	〇・五以下
	え一以下	〇・五を超	え一以下
	併用する方法	循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。） 嫌気無酸素好気法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。） に急速濾過法を併用する方法	循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。） 又は嫌気無酸素好気法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。） に急速濾過法を併用する方法

			にミリグラ ム)
		一〇以下	一〇以下
		〇・五以下	〇・五以下
	え一以下	〇・五を超	え一以下
	併用する方法	嫌気無酸素好気法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。） に急速濾過法を併用する方法	嫌気無酸素好気法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。） に急速濾過法を併用する方法

二〇以下	一〇を超え		
	一以下		一を超え三以下
	(略)	循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。） 嫌気無酸素好気法（有機物を添加して処理するものに限る。） に急速濾過法を併用する方法	循環式硝化脱窒法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。） に急速濾過法を併用する方法 又は循環式硝化脱窒法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。） に急速濾過法を併用する方法

二〇以下	一〇を超え		
	一以下		一を超え三以下
	(略)	嫌気無酸素好気法（有機物を添加して処理するものに限る。） に急速濾過法を併用する方法 又は循環式硝化脱窒法（有機物を添加して処理するものに限る。） に急速濾過法を併用する方法	嫌気無酸素好気法（有機物を添加して処理するものに限る。） に急速濾過法を併用する方法 又は循環式硝化脱窒法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。） に急速濾過法を併用する方法

2 四

(略) (略)

一〇を超え二〇以下 一五以下								
三以下		三以下		以下 一を超え三		一以下	以下 一を超え三	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 四

(略) (略)

一〇を超え二〇以下 一五以下								
三以下		三以下		以下 一を超え三		一以下	以下 一を超え三	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準)

第九条の四 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号から第三十二号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十三号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。

一〇十四 (略)

十五 一・一―ジクロロエチレン 一リットルにつき一ミリグラム以下

十六〇三十三 (略)

二〇五 (略)

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準)

第九条の四 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号から第三十二号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十三号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。

一〇十四 (略)

十五 一・一―ジクロロエチレン 一リットルにつき〇・二ミリグラム以下

十六〇三十三 (略)

二〇五 (略)